

「第 62 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 9 月 9 日(木) 18 時 45 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第 62 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始をいたします。
本日、実はモニタリング会議も 62 回ですね、唯一、今日がたぶん数字が重なる日なのだろうというふうに思います。余談ですが、すみません。

まず、状況報告につきまして、いつものように私からご説明をいたします。

次、主要な国地域ごとの発生状況になります。世界合わせまして、感染者数が 2 億 2,000 万人の方が感染をされ、456 万人の方が亡くなられている状況です。

次、国内の発生状況になります。約 159 万人の方が感染をされ、1 万 6,429 人の方が亡くなっております。

次、都の発生状況になります。これまで累計で、約 36 万人の方が感染をされています。このうち 33 万 6,500 名ぐらいの方が回復をされ、2,594 名の方が亡くなっているという状況です。その他については、表のとおりとなります。

次、本日、国の方で、第 76 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定をされております。

直近の都の動きでは、都では、8 月 17 日に 61 回の対策本部会議を開催いたしました。

次、直近の都の対応です。現在、東京都緊急事態措置の延長、外出自粛の要請、施設の使用制限等を実施しているところです。9 月 12 日までです。

次、新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。

総務局の欄です。飲食店等に対する施設の使用制限、営業時間短縮等についての要請・命令を実施しています。9 月 9 日時点の件数、要請 1,289 店舗、命令については 31 店舗となっております。

次、生活文化局の欄です。

新型コロナウイルス感染症対策ワクチンに関する意識調査を、7 月 15 日から 19 日の間、実施をいたしました。

また、広報東京都 9 月号で、緊急事態宣言発令中の呼びかけ、感染防止対策、感染症に対応した支援等、相談窓口等について掲載をしております。

また、東京都の公式ツイッターアカウント等で、ワクチンに関する情報等について、マンガを通じた展開を開始いたしました。9 月 3 日からになります。

新聞一般 6 紙にパラマソンの自宅での感染を呼びかける広告を掲載、そして、私立学校

の児童生徒等の感染が確認をされた際に、PCR検査を速やかに実施できる体制を整備いたしました。

次、病院経営本部になります。8月21日以降順次設置となりますが、「酸素・医療提供ステーション（病院型）」を4病院に設置をいたします。

次、産業労働局の続きのところになります。

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金、6月21日から7月11日実施分の申請受付を開始いたしました。

また、休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金、この対象施設の追加についても8月17日に公表をしております。

月次支援給付金7月・8月分の申請受付を開始し、テレワーク実施率の調査結果8月分を9月3日に公表しております。

次、教育庁になります。

都立学校におきます、夏季休業明けについての教育活動の留意事項及び感染症対策の一層の徹底、そしてデルタ株に対する感染症対策の取り組みの強化、また、児童生徒及び教職員の感染が判明した場合、PCR検査を9月1日から実施をできるようにしております。

高校生が接種可能な会場を周知するとともに、啓発用リーフレットの作成、デルタ株対応の感染症対策チェックリストを配布しております。

また、都立学校において、感染者が発生した場合の学校の臨時休業や出席停止等の措置を整理いたしました。

また、文部科学省から抗原簡易キットが配布されることに伴いまして、各都立学校へ活用を依頼しております。

次、続きまして各局から報告をいただきたいと思えます。

まず、東京都におけます緊急事態措置等案につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。それでは、都における緊急事態措置等案につきまして、ご説明をいたします。

先ほど政府対策本部が開かれ、東京都に対して発出されている緊急事態宣言を9月30日まで延長することが決定をされました。

これを受けて、都としての緊急事態措置等案を説明いたします。

緊急事態措置等の対象となる区域は都内全域、期間は9月30日の24時までとなります。

実施内容です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流抑制等を軸に都民及び事業者に向けた要請等を行います。

まず、都民向けの要請です。引き続き、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請いたします。

次に、事業者向けの要請等でございます。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し、酒類及びカラオケ設備を提供、並びに

利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除き、休業を要請いたします。酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等に対しましては、20 時までの営業時間短縮を要請します。

イベント関連施設等及び運動施設・博物館などのイベントを開催する場合がある施設に対しましては、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、営業時間の短縮を要請いたします。

百貨店などの商業施設や遊技場など、参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設に対しましては、営業時間の短縮を要請をいたします。

その他の施設等への要請でございますが、入場整理の実施の協力をはじめ、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請をいたします。

イベントの開催制限についてです。イベントの主催者等に対し、規模要件等に沿った、すなわち収容定員の半分かつ 5,000 人までの人数上限でのイベントの開催を要請します。また、5 時から 21 時までの営業時間の短縮や、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

最後に、職場への出勤等です。

職場への出勤につきましては、テレワークの活用、休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すことを要請をいたします。

また、事業の継続に必要な場合を除き、従業員の 20 時までの早期終業・帰宅を要請をいたします。

なお、本日開催をいたしました感染症対策審議会におきまして、都の緊急事態措置等案につきましましては、「妥当」とのご意見を頂戴をしております。

説明は以上であります。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、営業時間短縮等への協力金につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

それでは、当局から協力金についてご報告させていただきます。

今回の緊急事態宣言の延長に伴いまして、飲食店や大規模集客施設などの営業時間短縮等に対する協力金について、支給対象期間を 9 月 30 日まで延長いたします。

なお、飲食店に対する協力金につきましては、1 店舗当たり 60 万円を、要請期間終了を待たずに早期に支給いたします。

詳細は、決まり次第お知らせいたします。
以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、感染症法第 16 条の 2 に基づく協力要請につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。感染症法に基づく協力要請について、ご報告させていただきます。

まず、入院重点医療機関等についてでございますが、最大確保病床の 6,406 床をすぐに稼働できる「確保病床」とし、加えて、更なる病床確保ができるよう要請したところでございます。

今般、すべての対象医療機関から回答がございました。

これまでの最大確保病床 6,406 床を超え、9 月 9 日に 6,583 床、9 月 30 日には 6,651 床の確保となります。このうち、重症用病床は 503 床でございます。

また、新型コロナの治療後で回復期の患者の転院を受け入れる回復期支援病床は、1,785 床に増加いたしました。

次、お願いします。

続いて、それ以外の機関に対する要請についてでございます。

入院重点医療機関等以外の病院からの回答は、重複の回答も含めまして、「都が要請した施設の運営を行う」とした施設が 18、「人材を派遣する」とした施設が 105 でございました。医師・看護師養成機関からの回答は、重複の回答も含めまして、「都が要請した施設への人材派遣を行う」とした施設が 20、「ワクチン接種への協力を行う」とした施設が 51 でございました。

引き続き、未回答の施設に回答を要請するとともに、回答内容を精査し、ヒアリングや意見交換を経まして、総力戦で医療提供体制の拡充を図ってまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、学校の対応につきまして教育長からお願いいたします。

【教育長】

はい。小中学校及び高校の対応についてでございます。

学校におきましては、2学期の開始に当たりまして、オンラインを活用した分散登校や短縮事業、時差通学などの取組を行っておりまして、引き続き、正しいマスクの着用や換気の徹底など、基本的な感染防止の一層の徹底を図ってまいります。

都立高校におきましては、人流抑制の観点から、シルバーウィーク中の平日は、生徒が登校せずオンラインを活用した教育活動を実施してまいります。

また、陽性者が発生した場合に、速やかなPCR検査を受けられる体制を、小中学校、高校及び特別支援学校で整えております。併せまして、抗原簡易キットにつきましても活用してまいります。

保護者の皆様方には、デルタ株対応のチェックリストを活用して、家庭での感染防止の徹底と、児童生徒が少しでも体調が悪い時は、登校を控えていただくようお願いしております。

感染不安等により登校できない児童生徒等につきましては、健康状態の把握とともに、デジタル機器の積極的な活用により学習内容を伝えるなど、子供たちの学びを保障してまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、本日報告がある局につきましては以上と伺っておりますが、この他にご発言等がある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会のまとめといたしまして、本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい。第62回の対策本部会議であります。

先ほど、政府の対策本部会議が開催されまして、東京都に対しましては現在発出されている緊急事態宣言を、9月30日の木曜日まで延長することが決定されました。

都は、この決定を受けまして、現行の緊急事態措置等を延長いたします。

都では、新規陽性者数は減少し始めたものの、極めて高い値が継続しております。入院患者数、そして重症者数も高い水準に留まっております。

今この瞬間も、緊急事態宣言下において、「医療非常事態」が続いているのであります。ここでしっかり人の流れを抑えて、人と人との接触を徹底的に減らしていかなければなりません。

措置等の具体的な内容については、先ほど関係局長から報告があったとおりでございます。

す。

長きにわたってご協力いただいている、都民の皆さん、事業所の皆さん、更なるご負担をおかけすることになりますけれども、もう一段の感染抑制のために、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

なお、飲食店等に対する協力金の支給など、必要な対策を迅速に実施をするために、2,171億円の補正予算を、本日、専決処分により措置をいたします。

この後、都民・事業者の皆様方に対して、改めて呼びかけを行ってまいります。

感染の減少傾向、これを確かなものにして、「医療非常事態」を脱することができますよう、各局と引き続き緊密に連携をして、総力を挙げて対策に取り組んでいただきます。

よろしくお願いたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第 62 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。